

県南広域振興局長告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年7月22日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1 路線名 遠野住田線
- 2 供用開始の区間 遠野市中央通り504番3地先から501番5地先まで
- 3 供用開始の期日 令和7年7月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 令和7年7月22日から同年8月22日まで